

八王子市公衆無線 LAN 利用規約

(はじめに)

第 1 条

この利用規約は、八王子市(以下、「本市」と言う。)が提供する、市施設への来訪者に対する無線 LAN 対応機器(以下、「端末」と言う。)を用いたインターネット接続サービス(以下、「サービス」と言う。)における利用条件を定めるものである。

本サービスを利用した者は、本規約に同意したものとみなす。

(サービスの内容)

第 2 条

インターネットに接続をしようとする者は、本市が市施設において提供する公衆無線 LAN 環境を利用することができる。

(利用料金)

第 3 条

サービスの利用料金は、無料とする。

ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用施設、利用場所及び利用時間)

第 4 条

サービスを利用することができる施設、場所は別表のとおりとする。また利用可能時間は、原則として、サービスを提供する施設が定めるとおりとする。ただし、イベント等の開催に合わせ、変更する場合がある。

(公衆無線 LAN の利用)

第 5 条

利用者は、サービスの利用にあたり必要となる端末及び電源を準備するものとする。

(利用の手続き)

第 6 条

利用者は、本市が提供する利用マニュアル等に従い、必要な事項を端末に設定するほか、サービスの利用者登録を行うものとする。

(利用の承認)

第7条

前条の規定により利用登録が行われた場合、本市は利用を承認するものとする。

(プライバシー)

第8条

サービスの利用登録時に収集した利用者の情報は、八王子市個人情報保護条例に基づき、適正な取り扱いを行う。

(利用者の資格)

第9条

利用者は個人とし、法人等による組織的な利用は認めない。

(利用承認の取消)

第10条

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通告することなく、直ちに当該利用者の利用を停止又は承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 第11条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げるほか、本規約に違反した場合

(禁止事項)

第11条

利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本市または第三者に損害を与える行為、または損害を与える恐れのある行為
- (2) 本市または第三者の財産、名誉、プライバシー等を侵害する行為、または侵害する恐れのある行為
- (3) 公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為
- (4) 他人のメールアドレスを登録するなど、虚偽の申告、届出を行う行為
- (5) コンピュータウイルス等有害なプログラムを作成、使用または提供する行為
- (6) 迷惑メールやメールマガジン等を一方的に送付する行為
- (7) 法令に違反する行為、又はその恐れがある行為
- (8) その他、本市が不適切だと判断する行為

(利用の中止)

第 12 条

本市は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者へ周知することなく、サービスの提供を中止できるものとする。

- (1) サービスの保守又は工事を定期的もしくは緊急に行う場合
- (2) 地震、火災等の災害によるもののほか、その他人為的な非常事態等が発生し、サービスの運用を通常どおり行うことが不可能な場合
- (3) サービスの提供に係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、本市がサービスの提供を中止すべきだと判断した場合

(免責)

第 13 条

本市は、サービス内容及び利用者がサービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本市は、次に掲げる利用者の損害について、一切責任を負わないものとする。

- 一 サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止による損害
- 二 サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失による損害
- 三 利用者の端末のウイルス感染等による被害、データの破損及び漏えいによる損害
- 四 その他、利用者に及びうる損害

3 本市は、利用者が所有する端末の種類、OS、Web ブラウザ等によって、サービスを利用できない場合があっても、一切責任を負わないものとする。

4 本市は、利用者がサービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、一切責任を負わないものとする。

5 本市は、サービスの適切な利用を図るため、特定のサイトへの接続を制限するフィルタリングを行う等の接続制限を行うことができるものとする。

6 本市は、第 11 条に違反する利用者の行為によって本市、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、その行為に携わった利用者本人が全ての法的責任を負うものとし、一切の責任を負わないものとする。

(本規約の変更)

第 14 条

本市は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとする。

別表（第4条関係）

利用可能施設	住所
大和田市民センター	大和田町 5-9-1
長房市民センター	長房町 506-2
浅川市民センター	高尾町 1652-1
子安市民センター	子安町 2-6-1
由木中央市民センター	下柚木 2-10-6
由井市民センター	片倉町 702-1
由井市民センターみなみ野分館	みなみ野 1-7-1 片柳学園第3学生会館2階
北野市民センター	北野町 545-3 きたのタウンビル7・8階
元八王子市民センター	上壱分方町 747-1
由木東市民センター	鹿島 111-1
中野市民センター	中野町 2726-7
石川市民センター	石川町 438
恩方市民センター	西寺方町 260-4
台町市民センター	台町 3-20-1
南大沢市民センター	南大沢 2-27 南大沢総合センター3階
川口市民センター	川口町 3838 川口やまゆり館内
加住市民センター	加住町 1-338
横山南市民センター	梶田町 137 - 3

電波の伝搬状況により、別表に掲げる施設内においても利用できない場合がある。

（平成27年3月27日 改定）